(五)　職員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三八九号）第二条及び第三一条

(六)　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三九〇号）第一七条

2　施行期日

この政令は、法の施行の日（平成二四年一二月三日）から施行することとした。

政　令

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百八十号

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行期日を定める政令

内閣は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行期日は、平成二十四年十二月三日とする。

財務大臣　城島　正光
農林水産大臣　郡司　彰
内閣総理大臣　野田　佳彦

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百八十一号

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法施行令

内閣は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）第三十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法第三十二条第二項の政令で定める倍数は、三とする。

附　則

この政令は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行の日（平成二十四年十二月三日）から施行する。

農林水産大臣　郡司　彰
内閣総理大臣　野田　佳彦

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百八十二号

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十六条第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二第一項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条第一項並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二第三項及び第百六条の二十四第一項第三号（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百五十六　株式会社農林漁業成長産業化支援機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

七十八　株式会社農林漁業成長産業化支援機構

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百二十六　株式会社農林漁業成長産業化支援機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号中「日本銀行」の下に「、株式会社農林漁業成長産業化支援機構」を加える。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第五条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

七十八　株式会社農林漁業成長産業化支援機構

第三十一条に次の一号を加える。

十　株式会社農林漁業成長産業化支援機構

（特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第六条　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十　株式会社農林漁業成長産業化支援機構

附　則

この政令は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行の日（平成二十四年十二月三日）から施行する。

総務大臣　樽床　伸二
財務大臣　城島　正光
農林水産大臣　郡司　彰
防衛大臣　森本　敏
内閣総理大臣　野田　佳彦